

お客さま各位

株式会社イーネットワークシステムズ

## 電気料金改定および約款変更（低圧）のお知らせ

平素は株式会社イーネットワークシステムズ（以下「当社」といいます。）が提供する電力サービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、このたび当社では、2026 年 11 月 1 日から実施される各一般送配電事業者の託送供給等約款の変更届出※1 に伴う託送料金※2 の見直しを踏まえ、2026 年 12 月分の電気料金から料金改定することといたしましたのでご案内申し上げます。

毎月の電気料金に影響が出る場合がございますので、必ずご一読いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 新料金の適用日

**2026 年 12 月分の電気料金から適用**

#### 2. 変更内容

##### (1) 別紙料金表の料金単価を改定

各一般送配電事業者の託送料金の変更により当社がお客さまからお支払いいただく託送料金相当額が変更されるため、その分料金に反映いたします。

※[＜電気料金改定一覧＞](#)をご確認ください。

※詳細は、約款をご参照ください。

##### (2) 附則の追加

##### 別紙料金表の適用に伴う特別措置

- 1 当社は、2026 年 11 月 1 日に実施される各一般送配電事業者の託送供給等約款の変更に伴う託送料金等の見直しを踏まえ、2026 年 12 月分の電気料金から、別紙料金表を改定します。
- 2 前項の定めにかかわらず、各一般送配電事業者の託送供給等約款の変更適用日が 2026 年 11 月 1 日であることから、2026 年 11 月分の電気料金について、当社は、2026 年 11 月 1 日から 11 月検針日の前日までの期間に使用された電気に係る託送料金相当額について、改定前後の差額を算定し、2027 年 2 月分の電気料金において精算のうえ、追加でご請求いたします。
- 3 第 2 項に定める精算額は、一般送配電事業者の託送供給等約款等に基づき算定した、改定後の託送料金相当額と改定前の託送料金相当額との差額として算定します。精算対象となる料金項目、対象期間、日割計算、消費税等相当額、端数処理その他の取扱いについては、本約款および別紙料金表の定めによるものとします。

##### (3) 個人情報を共同利用する者の範囲を変更（取次事業者標準共通約款）

2026 年 3 月 27 日に改定した[当社の共同利用プライバシーポリシー](#)に則り、電気の需給契約の申込み  
に利用する個人情報を共同利用する者の範囲を変更しました。

| 旧                                                                                                                                                                                                   | 新                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>II 契約の申込み</b><br>6. 需給契約の申込み<br>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款の内容、当社および以下の者との間で電気の供給に必要なお客さまの個人情報を共同で利用することを承諾のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。<br>イ 小売電気事業者<br>ロ 一般送配電事業者<br>ハ 電力広域的運営推進機関 | <b>II 契約の申込み</b><br>6. 需給契約の申込み<br>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款の内容、当社および以下の者との間で電気の供給に必要なお客さまの個人情報を共同で利用することを承諾のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。<br>イ 小売電気事業者<br>ロ 一般送配電事業者<br><b>ハ 配電事業者</b> |

|           |                            |
|-----------|----------------------------|
| ニ 需要抑制契約者 | ニ 需要抑制契約者<br>ホ 電力広域的運営推進機関 |
|-----------|----------------------------|

3. 変更後の電気供給約款

〈電気供給約款（取次事業者標準共通約款）〉

[https://www.enetsystems.co.jp/wp-content/uploads/20261101\\_allarea\\_yakkan.pdf](https://www.enetsystems.co.jp/wp-content/uploads/20261101_allarea_yakkan.pdf)

〈電気供給約款（標準約款）〉

[https://www.enetsystems.co.jp/img/index/20261101\\_allarea\\_yakkan\\_hyoujun.pdf](https://www.enetsystems.co.jp/img/index/20261101_allarea_yakkan_hyoujun.pdf)

4. （参考）

※1. [一般送配電事業者 8 社から託送供給等約款の変更届出を受理しました](#)（出典元：経済産業省）

各一般送配電事業者からのお知らせは、各社のホームページをご参照ください。

[北海道電力ネットワーク株式会社](#)・[東北電力ネットワーク株式会社](#)

[東京電力パワーグリッド株式会社](#)・[中部電力パワーグリッド株式会社](#)

[関西電力送配電株式会社](#)・[中国電力ネットワーク株式会社](#)・[四国電力送配電株式会社](#)

[九州電力送配電株式会社](#)

※2. [託送料金とは](#)（出典元：経済産業省 資源エネルギー庁）

5. 本件に関するお問い合わせ窓口

ENS コールセンター 0570-091-710 受付時間 9:00～18:00（平日）

今後も皆さまのご期待にお応えできますようサービス向上に努めてまいりますので、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上